

改正廃棄物処理法の到達点 第140回国会衆参厚生委員会における質疑応答を踏まえて

北村 喜宣

1. はじめに

1997年6月10日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)は、21世紀に向けて、新たな体制を整えることになった⁽¹⁾。廃棄物処理法は、1991年に改正された際に、附則2条において、「政府は、廃棄物の処理の実態を勘案して、産業廃棄物管理票制度の適用範囲及び廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとする。」と規定していたように、前回の改正の当時から、不十分さを内包していたといえる。管理票の適用範囲と原状回復方策以外の点についても、対応の不十分さは指摘されていた⁽²⁾。

1997年改正法は、こうした指摘や前回改正以降に顕在化してきた問題点への対応を期待された。それは、どのように評価することが可能であろうか。本稿では、産業廃棄物処理関係部分に限定して、議論の素材を第140回国会の衆参両院厚生委員会の議事録に求め、そこで展開されたいくつかの質問・答弁に関する論点に関して、若干のコメントをすることにしたい。

2. 処理施設立地手続

委員会審議の大きな論点のひとつが、処理施設の立地手続に関するものであった。従来、廃棄物処理法15条の許可手続のなかでは、たとえば、立地先の市町村長の意見や住民の意見を聴取するしくみは、法的には存在していなかった。行政手続法10条が規定する公聴会はこの許可手続には適用されないというのが、厚生省の解釈であった⁽³⁾。これに対して、自治体は、「産業廃棄物適正処理要綱」を制定して許可申請前手続を整備し、そこで、(事実上、拒否権保持者としての)住民参加や市町村長意見の聴取などを規定したのである。国は、「これまで、廃棄物処理法におきましては、住民等の意見を適切に反映させる手続が定められていなかったために、各都道府県におきまして、これらを補完するために、要綱等によりまして独自の設置手続が定められてきた」という整理をしている⁽⁴⁾。

この点に関し、改正法は、施設許可手続を詳しく規定し

た。すなわち、申請者は、生活環境影響調査を実施して申請書に添付し、それが告示・縦覧される。許可権限を有する知事は、関係市町村長の生活環境保全上の意見聴取をするとともに、利害関係者からの生活環境保全の観点からの意見書を受け取る。さらに、専門的知識を有する者の意見聴取も踏まえて申請に対する処分をするのである(15条)⁽⁵⁾。この手続によって、「住民の意見を施設の許可に適切に反映させることが可能になる」とされている⁽⁶⁾。

おそらく、国は、改正法が新たに規定した手続は「必要かつ十分」であると考えているのであろう。「住民同意が目指していたものは、今回の手続を経ることによって……達成できるのではないか」という認識である⁽⁷⁾。しかし、筆者が複数の県で調査したところによると、自治体担当者は、国のように認識しておらず、独自の設置手続を何らかの形で存続させるつもりなのである。その理由は、①改正法は申請後手続であり、もっと早期から住民参加を確保する必要がある、②生活環境よりも広い視点から立地問題をとらえる必要がある、③改正法手続の主催者は県であるが、地元住民と施設設置者との間の交渉を重視する必要があるという点にある。国の期待に反して、「手続を明確に規定してもらってかえって困っている。」というのが、多くの自治体の実感であるように思われる。

詳論については別稿を予定しているのでそちらにゆずるが、結論だけいえば、改正法の手続は、要綱の機能を完全に吸収したとはいえないように思われる。処理業者の負担も考慮しつつ、より早期段階からの情報開示とより広い視点からの検討が可能になるように、要綱の改正や今後整備されるだろう環境アセスメント条例との関係を整理する必要がある⁽⁸⁾。

3. 安定型処分場と安定五品目

「安定型処分場に……〔安定〕五品目以外の廃棄物が混入をいたしまして周辺環境を汚染する事例があ〔り〕……このことが最終処分場に対します住民の不安感を高める一つの要因である」という認識⁽⁹⁾のもとに、処分可能品目の実質的限定や展開検査の義務づけなどの対応がされることになった。これは、実態を踏まえてリスク管理の発想に立った対応であり、改正法の評価できる点である。

これまで、安定型処分場に安定五品目以外の廃棄物を処分すれば、それは、処理基準違反であり、改善命令など

の対象になった(19条の3)。こうしたシステムがあるにもかかわらず、五品目以外のものを埋め立てたとかか思えないような現象が多く報告されている⁽¹⁰⁾。厚生大臣も、(事務方にとっては、予定外発言だったのであろうが、)「なぜ安定型というふうに名をつけたのかちょっと不思議に思うぐらい、不安型処分場と言ってもいいんじゃないかと思うぐらいに現状はお寒い状況がかなりあるように見受けられます。」と認識している⁽¹¹⁾。

最終処分場において法的義務を確実に履行しようとするれば、膨大なコストがかかる。しかし、これをしなければ、住民の不信感は払拭されない。そこで、思い切って品目を限定したのである。実質的には、ガラスくず・陶器くずと建設廃材になるといわれる。ただ、注意が必要なのは、ガラスくず・陶器くずが容器として用いられていた場合には、内容物が付着している可能性が高いことである。「安定型廃棄物以外の廃棄物の混入のおそれがある、かつ分別が困難な品目については見直しの対象となる」という方針である⁽¹²⁾。たとえば、洗浄確認をどのようにするかは課題である。また、展開検査の人員面での実現可能性にも、不安がないわけではない⁽¹³⁾。

4. 管理型処分場と構造基準

これまでは、管理型処分場の遮水工の構造基準の具体的な内容については、特段の明文規定がなかった。ただ、1996年以前には、一般廃棄物最終処分場の補助基準として例示してある1.5ミリ一枚のシートが、実際上の内容を規定していた⁽¹⁴⁾。この通りの施工をしている管理型処分場がどれくらいあるのかは、筆者には不明であるが、基準の緩さと処分方法の不適切さゆえに、遮水工破断と浸出水漏出の疑いが持たれている例はいくつかあった⁽¹⁵⁾。

この点については、構造基準を強化する方向で政省令改正がされることになっている。「例えば管理型処分場につきましては、遮水シートを二重にする等、技術上の基準についても今検討をお願いしているところ」である⁽¹⁶⁾。自治体においては、事前手続要綱を運用する過程で、最終処分業者に対して、行政指導で厳格な基準の採用を求めていたところであったが、そうした対応に法的根拠が与えられた点では、それなりに評価できる。もっとも、構造基準については、条例を制定して上乗せ規制をすることも法解釈として可能と思われるが⁽¹⁷⁾、厚生省は、それを認めていなかった⁽¹⁸⁾。改正法のもとでは、技術上の基準はナショナル・ミニマムであって、知事は、立地条件などを考慮して、生活環境保全の観点から、個別的に、場合によっては、より厳しい内容を法的に求めることができるようになった。この対応は、「廃棄物処理に対します信頼を取り戻す」ということを基本とするものとされている⁽¹⁹⁾。認識としても法制度的にも、大きな前進である。

5. 原状回復のための措置と執行体制の強化

投棄者不明事案や無資力事案に対する対応は、今回の改正の大きな目玉であった。この点については、国も含めた関係者の任意の拠出によって、産業廃棄物適正処理センターに基金を造成して、それをを用いて不法投棄の原状回復をすることになった。これまで、とりわけ産業界は、捨て得を助長するとして、基金をつくることに消極的であった⁽²⁰⁾。改正法案作成の基礎となった生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会答申『今後の産業廃棄物対策の基本的方向について』(1996年9月)においては、造成方法は両論併記であって、決着していなかったが、その後の厚生省産業廃棄物対策室の努力もあり、「やっとな産業界の合意も得られた」のである。その根拠は、「企業の社会的責任」に基づく拠出と整理するのだろうか⁽²¹⁾。当面、建設業界を中心に拠出が求められるようである。

これまでは、いくつかの県レベルで、県・排出事業者・産業廃棄物処理業者の任意拠出からなる基金があったが、必ずしも十分に機能しているとはいえなかった⁽²²⁾。負担の公平性の観点からも、全国レベルでの対応が求められていた。その意味では、一歩前進と評価できる。ただ、この基金の利用は、「過去の事例には遡及しない」⁽²³⁾としても、これから発生する不法投棄の原状回復に十分な資金を安定的に調達できるかどうかには、不確実な面がある⁽²⁴⁾。状況次第では、今後、とくに排出事業者に関しては、産業廃棄物排出に対する課税など、強制徴収の可能性が検討されることになるのではなかろうか。その収入の一部は、原状回復のみならず、特別司法警察職員の人員・能力面での充実に用いることができる⁽²⁵⁾。「よりよき制度、仕組みというようなものが、世の中また変わってまいりますので、そういうものがあれば、そういう状況を踏まえてまた検討していくということにはやぶさかではございません。」ということなので⁽²⁶⁾、筆者も、今後の研究課題にしたい⁽²⁷⁾。

6. 廃棄物処理施設の立地規制

とりわけ、問題のある最終処分場の操業実態を踏まえて、水道水源地域への立地規制の必要性が、かねてより主張されていた⁽²⁸⁾。この点は実現していないが、一律の構造基準ではなく、「立地される地域の生活環境の状況に応じまして、施設の構造や維持管理方法を定めていく……」。例えば、水源地に産業廃棄物処理施設が設置される場合につきましては、排水処理施設の高度化といったような水源への影響が生じないような施設の構造や維持管理が求められることになる」とされている⁽²⁹⁾。これは、いわば、技術至上主義であるが、「立地選定の指針につきましては、全国一律の指針と示すことは困難」であるとされており、従来の一律主義的対応から転換したことは、評価されてよい。

ところで、参議院では、附則に「政府は、この法律施行後3年を目途として、廃棄物の処理の実態を勘案して、廃棄物の不法な処分を防止するための方策及び飲用水に係る

取水施設の周辺地域における最終処分場の設置を制限するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」を入れる修正案が提出されたが、賛成者少数により、否決されている。そのかわり、同様の趣旨が、附帯決議に盛り込まれた。衆議院では、修正案は提出されなかったが、附帯決議には、こちらも同様の項目が含まれている。法律的には効果のまったくない附帯決議を全会一致ですくくらいなら、修正案としてもっと時間をとって真剣に議論するのが民主主義社会における国会の役割のように思うが、市民の眼からみれば、まったく奇妙な現象である。

7. 環境影響評価法と生活環境影響調査

環境調査である点で、いわゆる環境アセスメントと生活環境影響調査は共通している。そこで、自治体において、両者の関係をどのように整理するかが問題となる。環境影響評価法の対象となる最終処分場は、第一種事業が、埋立面積30ヘクタール以上、第二種事業が、25～30ヘクタールの巨大なものであるから、実際には、環境影響評価条例と改正法の手続の関係が問題になると予想される。

この点については、「自治体の環境アセスメント条例等に基づきまして作成されました環境影響評価書につきましては、廃棄物処理施設の許可申請時に添付が求められます生活環境影響調査書として活用できるようにするということを考えている」とされている⁽³⁰⁾。調査の範囲は、条例アセスメントの方が広くなると思われるので、「大は小をかねる」ということから、そうした対応をするのが経済合理性にもかかなう。

生活環境影響調査は、いわゆる「ミニ・アセスメント」であり、瀬戸内海環境保全特別措置法5条にも例がある。この制度が自治体アセスメント制度と異なるのは、調査結果に基づく申請者の生活環境配慮状況いかんでは、不許可処分可能性があることである。市町村意見や市民意見は、専門家により構成される組織で検討され、それを踏まえて知事は処分をすることになる。この二つの制度がリンクされることにより、自治体環境アセスメント制度の適用対象となる規模の焼却施設と最終処分場に関してではあるが、同制度は、事実上、手続法のみならず規制法的な性格を持つようになると思われる。

改正法において、上記の手続が採用されたのは、立地プロセスに透明性・民主性・信頼性を確保しようという理由からであると思われる。厚生大臣も、「近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる地域紛争が多発し、その確保がますます困難になって〔いる〕」という認識を示している⁽³¹⁾。とするならば、そうした意見がどのように考慮されて最終的な判断に立ち至ったかある程度の詳しさをもって公表するようすべきであろう。こうした趣旨の質問に対して、「住民に対する説明などの制度の具体的な運用につきましては、各都道府県の判断に委ねられるというふうと考えておりま

すけれども、今回の制度改正の趣旨に沿った適切な運用が行えますよう、都道府県に対しまして適切に指導してまいります」とされている⁽³²⁾。

8. 排出事業者責任の強化

排出事業者が委託した処理業者によって不法投棄がされた場合には、その委託が基準違反であったときにかぎり、排出事業者は原状回復の措置命令の対象となる(19条の4)。この点については、違反のいかんを問わず対象にすべきという考え方と、適切に選任監督していたことを合理的に主張できないかぎり対象にすべきという考え方があった⁽³³⁾。国は、「現在の時点で措置命令をすべての排出事業者に拡大することにつきましては、現在、排出事業者におきまして適切な処理業者を選任するための必要な情報が容易に入手できる状況にはない〔ために〕……関係者のコンセンサスを得るのが大変困難な状況」と認識している⁽³⁴⁾。

しかし、情報が整備されないと責任が拡大できないというのは、いかにも役人的発想である。委託した処理業者の不法投棄の結果責任を負う可能性があるとなれば、自分で努力して優良業者を探そうとするし、そうした需要があれば、行政が作らなくても情報システムは整備されるものである。これは、まさにマーケットに問題解決を委ねるという意味で、立派な規制緩和なのである⁽³⁵⁾。

9. 現行規制システム以前の基準にもとづく処理施設

廃棄物処理法が適用される以前に設置された処理施設や旧基準のもとで設置された処理施設に対しては、現行基準は適用されない。その結果、現行基準に照らせば問題がかなりある処理施設が今なお操業しているという実態がある。これらは、いわば既存不適格で、増設するような場合にはじめて現行基準への適合を法的に求められるにすぎない。しかし、現行基準に適合した処理施設のすぐそばで緩やかな基準しかクリアしていない処理施設が操業しているという実態は、それが適法だといわれても、市民感情からは、割り切れないものが残る。

最近の報道からも明らかなように、従来は適法であった処理施設から環境中に漏出しているのは、有害性がきわめて高いダイオキシンなどである⁽³⁶⁾。現行法のもとでは、特別管理産業廃棄物に該当するような物質なのである。これを座視してよいかは、社会的にも大きな問題になろう。

日本法では、一般に、新たな規制が導入された場合、既存のものにはとりあえず適用されず増設などがあってはじめて規定を受けるパターンと(建築基準法など)、一定の猶予期間は設けられるものの基本的に既存のものに対しても適用されるパターンがある(消防法など)。このほど、焼却施設に関するダイオキシンの排出基準について、既存施設に対しても、段階的に規制を適用するように大気汚染防止法施行令が改正されたが、これは、後者のパターンである。その理由が、甚大な健康リスク・環境リスクを発生させる

ダイオキシンを放置することはできないという判断にあることは明らかである。

少なくとも、過去に「適法に」設置された処理施設で現在も操業しているものに対しては、環境負荷物質の性状いかんで、(技術的にどのような内容が可能かは筆者の能力をこえるが、)何らかの措置を講ずる義務を課すことを検討する必要がある。その施設の設置当時の事情はさておき、現在は、社会的にみて放置することができない環境負荷を発生させているのであるから、いわば状態責任と構成して遡及的に規制することについては、十分な合理性があるというべきであろう。

10. おわりに

議事録を読んでいて感じるのは、議論の不徹底さである。一般に、委員がする質問の多くは、事前に行政に通知されているから(委員が行政に質問作成を依頼することすらある。)、行政は、不都合な場合には、論点を巧妙にずらせた答弁をすることができる。しかし、何人かを除き、委員の側には、答弁の問題点を即座に理解して補足質問をすることができる能力は、現実には、それほどないように感じる。たとえ、能力があったとしても、質問時間には、厳しい制約があるから、議論を深めようとしても、委員長の「時間が過ぎております。」の一言が待っている。与党議員ならば、真剣に議論しようなどとは思わないだろう。かくして、時間切れになり、それは、提案者側に圧倒的に有利に作用する⁽³⁷⁾。

委員会で法案が修正されることは、法案担当の省庁にとっては、「異常事態」であろう。修正内容にもよるが、それまで積み重ねてきた多くの行政的折衝や政治的折衝がひっくり返されることになるからである。「梶子でも動かない」姿勢で法案審議に臨む行政に対するには、現在の議会運営ルールは、いかにも不合理かつ不公平という感が否めない。

本稿でみてきたように、委員会審議の場では、委員の側から、いくつかの重要な論点が提出され主張がされた。法案とりまとめの事務局となった厚生省産業廃棄物対策室は、すべての調整を経たあとであるから、シナリオからはずれるような答弁ができなかったのであろう。しかし、同室も、直面する問題に対して改正法が必要かつ十分な対応をしているとは思っていないのではなからうか。そう遠くない未来に、再び改正論議が起ってくるように思われる。その際には、新しい行政体制のもとで、委員会でされた議論を踏まえて、「もう一歩前進した」制度が実現されることを期待したい。

(1) 改正法に関する全体的コメントとして、阿部泰隆「改正廃棄物処理法の全体的評価」ジュリスト1120号(1997)6頁以下、磯野弥生「廃棄物行政と分権の論点」法律時報69巻10号(1997)31頁以下、北村喜宣「1997年改正廃棄物処理法に寄せて」月刊廃棄物23巻7号(1997)10頁

以下、同「半歩でも前進するのか産廃行政!?」いんだすと12巻6号(1997)57頁以下参照。厚生省関係者による解説として、竹林悟史「産業廃棄物問題と廃棄物処理法の改正」生活と環境42巻8号(1997)39頁以下、仁井正夫「廃棄物処理法の改正等について」公衆衛生研究46巻4号(1997)310頁以下参照。警察庁関係者による解説として、山田好孝「廃棄物処理法の改正と今後の警察の対応について」警察学論集50巻7号(1997)38頁以下参照。

(2) 代表的研究として、阿部泰隆「廃棄物処理法の改正と残された課題(一)～(六・完)」自治研究69巻6号3頁以下、同8号3頁以下、同9号3頁以下、同10号16頁以下、同11号24頁以下、70巻1号3頁以下、同2号3頁以下(1993～94)参照。

(3) 「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について」(衛産第93号1994年10月1日)参照。

(4) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日)15頁[小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁]参照。

(5) 設置手続に関しては、阿部・前註(1)論文8～12頁、福土明「処分施設立地手続」ジュリスト1120号(1997)53頁以下参照。

(6) 第140回国会参議院厚生委員会会議録10号(1997年4月15日)2頁[小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁]参照。

(7) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日)33頁、同33号(1997年6月6日)14頁[小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁]参照。

(8) 筆者の試論的整理として、北村喜宣「最終処分場立地をめぐる手続のゆくえ：改正廃棄物処理法・環境影響評価条例・産業廃棄物指導要綱」判例タイムズ964号(近刊)参照。

(9) 第140回国会参議院厚生委員会会議録10号(1997年4月15日)6頁[小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁]参照。

(10) いくつかの例については、高杉晋吾「産業廃棄物」(岩波書店・1991)、中地重晴『ゴミあふれて山河なし：環境を汚染する廃棄物最終処分場』(くろうじん出版・1996)。

(11) 第140回国会参議院厚生委員会会議録11号(1997年4月17日)12頁[小泉純一郎厚生大臣答弁]参照。

(12) 第140回国会参議院厚生委員会会議録11号(1997年4月17日)11頁[小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁]参照。

(13) 安定型処分場に対する建設・操業差止めの仮処分が認容された事案において、裁判所は、そうした点を指摘していた。裁判例の状況については、近藤哲雄「産業廃棄物処理場に係る法的問題(上)(下)」自治研究73巻11号(1997)3頁以下・同12号(1977)16頁以下、潮海一雄「処分場の建設、操業をめぐる民事裁判例の分析」ジュリスト1055号(1994)39頁以下参照。

(14) 遮水工をめぐる法的問題については、北村喜宣「共同命令と産業廃棄物最終処分場設置許可基準」いんだすと10巻11号(1995)8頁以下参照。

(15) 高杉・前註(10)書、中地・前註(10)書、北村喜宣「増えつつけるゴミ」法学セミナー491号(1995)55頁以

- 下参照。
- (16) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日) 31頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (17) 北村喜宣「タテマエの世界と現実の世界：廃棄物処理法の限界を露呈する最近の事件から」いんだすと9巻7号(1994) 7頁以下・11～12頁参照。
- (18) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」(環整第2号1972年7月10日) 参照。
- (19) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日) 23～25頁 [児玉健次委員質問に対する小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (20) たとえば、池田明禧「化学工業と廃棄物責任」いんだすと12巻7号(1997) 11頁以下・12頁参照。
- (21) そうした方向での解決を主張するものとして、加納時男「廃棄物処理法の改正と排出者の責任」いんだすと12巻7号(1997) 17頁以下・18頁参照。
- (22) 北村喜宣「産業廃棄物と環境保全対策基金」日本エネルギー法研究所月報103号(1993) 1頁以下参照。また、「[特集] 栃木・埼玉・千葉にみる環境保全対策基金制度」いんだすと4巻12号(1989) も参照。
- (23) 第140回国会参議院厚生委員会議録10号(1997年4月15日) 12頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (24) 梶山正三「処分場建設を早めるための“改悪”だ：後始末行政からの転換なくして“改正”はない」リサイクル文化55号42頁以下・45頁は、センターが外郭団体特有の「金食い虫」になる一方で、原状回復に基金が利用される可能性は非常に少ないと予測する。
- (25) 特別司法警察職員の充実は、「新たな人員増等いろいろな諸問題がありまして、現在の時点では大変困難」とされている。第140回国会参議院厚生委員会議録11号(1997年4月17日) 3頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (26) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日) 27頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (27) 試論的検討として、大塚直「産業廃棄物の事業者責任に関する法的問題」ジュリスト1120号(1997) 35頁以下・43～44頁参照。
- (28) 北村・前註(13) 論文57～58頁、同・前註(14) 論文10～11頁、日本弁護士連合会『廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に対する意見書』(1996) 参照。
- (29) 第140回国会参議院厚生委員会議録10号(1997年4月15日) 12頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (30) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日) 5頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (31) 第140回国会参議院厚生委員会議録9号(1997年4月10日) 23頁 [小泉純一郎厚生大臣法案趣旨説明] 参照。
- (32) 第140回国会衆議院厚生委員会議録32号(1997年6月4日) 14～15頁 [福島豊委員質問に対する小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (33) 前者として、木村光政「不法投棄事件の原状回復と廃棄物処理責任」いんだすと12巻7号(1997) 23頁以下、熊本一規「廃棄物処理法改正とごみ紛争解決への展望」法律のひろば50巻6号(1997) 11頁以下、和田紀夫「廃棄物の不法投棄事件からみた処理責任」いんだすと12巻7号(1997) 28頁以下、後者として、北村喜宣「排出事業者の行政責任：事業者処理原則に基づく処理管理責任の可能性」ジュリスト1055号(1994) 9頁以下参照。
- (34) 第140回国会参議院厚生委員会議録10号(1997年4月15日) 30頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (35) 北村喜宣「産業廃棄物処理行政における規制のあり方」いんだすと10巻5号(1995) 7頁以下参照。国も、マーケットの発想にまったく無理解というわけではない。処理施設設置は、「市場原理に基づきまして民間事業者による整備を原則として行われている」ので行政が配置などについて介入するのは困難としている。第140回国会参議院厚生委員会議録11号(1997年4月17日) 13頁 [小野昭雄厚生省生活衛生局長答弁] 参照。
- (36) 「家庭ごみなど一般廃棄物 素掘り処分場50カ所稼働法規制の適用外 改正前に存在 本社アンケート」朝日新聞1997年10月20日 [東京本社版] 1面参照。
- (37) 対決法案ならば、議院運営委員会の運用や審議拒否といった対応で法案を廃案に持ち込むことができる野党の力はそれなりにあるが、与野党とも政策的にはほぼ一致している法案の場合には、野党側の劣勢は否定できない。原田一明『議会制度：議会法学入門』(信山社・1997) 参照。